

青社福士第2号
令和7年4月1日

会 員 各 位

公益社団法人 青森県社会福祉士会
会 長 納 谷 む つ み
(公 印 省 略)

第33回日本社会福祉士会全国大会(島根大会)旅費助成について

春陽の候、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本年7月5日～6日に、日本社会福祉士会全国大会(島根大会)が開催されます。全国大会は、全国レベルの福祉課題の潮流や、全国の仲間の実践を学ぶことができるまたとない機会であるため、本会からも多くの会員に参加していただきたいところです。また2026(令和8)年7月4～5日に青森県での全国大会開催が予定されている本会にとって、大会の運営ノウハウを確認できる機会でもあります。

そこで、会員の自己研鑽支援と、全国大会運営の情報収集を目的として、別紙要項のとおり島根大会の参加者に対して、旅費(交通費及び宿泊費)を助成することとしました。

つきましては、助成にご応募いただき、多数の会員の皆様に島根大会に参加していただきますよう、お願い申し上げます。

〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ5階
公益社団法人青森県社会福祉士会 事務局 晴山
T E L 017-723-2560 F A X 017-752-6877
e-mail aacsw@nifty.com

第 33 回日本社会福祉士会全国大会(島根大会)旅費助成要項

1 目的

会員の自己研鑽を支援するとともに、来年度に開催する青森大会の運営の参考とするため、島根大会参加者に対して、同大会の運営にかかる情報収集、青森大会運営への協力を依頼することとし、その参加費用を助成する。

2 助成方法

- (1) 本会が企画した「島根大会ツアー」に参加した会員に対して、その旅行経費の一部を助成する。
- (2) 上記「島根大会ツアー」を利用せず島根大会に参加した会員に対して、旅行経費の一部を助成する。

(注) 旅行経費に対する助成であり、参加費・懇親会費等を対象としません。

大会参加については、島根大会特設サイトから、別途申込手続きが必要です。

3 助成額

- (1) 本会が企画した「島根大会ツアー」参加者
旅費(交通費及び宿泊費。以下同じ)として 50,000 円(ツアー自己負担が 40,000 円となる)
- (2) 「島根大会ツアー」を利用しない島根大会参加者
旅費として 20,000 円以内(実費以内)。

4 助成対象者数

- (1) 「島根大会ツアー」参加者 40 名
- (2) 「島根大会ツアー」を利用しない島根大会参加者 若干名(助成予算の範囲内)

5 助成条件

次の二つの条件を満たすこと。

- (1) 島根大会の会場に参加すること。(オンデマンドのみでの参加は対象外)
- (2) 参加後に、次の要件に合うレポートを提出すること。
 - ① 島根大会の運営(企画内容、会場、参加者対応、実行委員会の組織運営等)について知り得た情報及びそれらに基づいた青森大会運営に対する意見・提言等を記載
 - ② 800 字以上上限なし。様式自由。画像や資料等の添付があればなお可。

※なお、島根大会参加後は、青森大会の準備・運営に、可能な限りご協力ください。

6 助成手続き

- (1) 助成申請
 - ① 島根大会ツアー参加者 (申請期限：令和 7 年 5 月 30 日(金)) (ツアー募集締切日に同じ)
名鉄観光青森支店への「ツアー参加申込書」の提出及びツアー代金 90,000 円の支払いをもって、助成申請をしたものとみなす。
(注) いったんツアー代金全額を、お支払いください。

② ツアー以外の方法による大会参加者

(申請期限：令和7年6月18日(水)(島根大会参加申込期限に同じ))

島根大会への参加申込を済ませたうえで、別紙1「参加費助成申請書」を本会事務局に提出。(必要事項を記載したメール、FAX等で可)

(注) 全国大会申込は、島根大会特設サイトから、別途各自で行ってください。
既に全国大会参加申込済みの方も、旅費助成の対象になります。

(2) 助成金請求 **(請求期限：令和7年7月18日(金))**

島根大会終了後に、以下について提出すること。(WordやPDFにしてメール添付可)

- ① 「5助成条件」(2)にいう参加レポート
- ② 別紙2「助成金請求書」
- ③ (ツアー以外による大会参加者のみ) 支払った旅費の額がわかる資料
(航空券や鉄道切符等の領収書、クレジットカード引落書面 等)

7 生涯研修制度上の取り扱い

全国大会の社会福祉士学会への参加1回につき、日本社会福祉士会生涯研修制度の「生涯研修制度独自の研修・実績」2単位が認められます。